スポーツ庁
JAPAN SPORTS AGENCY

令和7年度

地域スポーツクラブ活動体制整備事業

地域スポーツクラブ活動への移行に向けた実証事業

埼玉県北本市

自 治 体 名 ： 埼玉県北本市
担 当 課 名 ： 学校教育課
電 話 番 号 ： 048-594-5564

1.自治体の基本情報

スポーツ庁

基本情報

面積	19.82㎢
人口	64.122人（2026年2月1日現在）
公立中学校数	4校
公立中学校生徒数	1,313人（2026年2月1日現在）
部活動数（運動部活動のみ）	43部活
地域クラブ活動数	0クラブ
市区町村の協議会・検討会議等の設置状況	設置済
市区町村の推進計画・ガイドライン等の策定状況	策定に向けて準備中

地域連携・地域展開における市区町村の現状・課題

現在、本市における運動部活動は計４３部活で構成されているが、少子化の影響により、単独校でのチーム編成が困難な部活動が増加している。こうした現状を打破し、持続可能な活動環境を整えるため、令和７年度より新たな取り組みを開始した。具体的には、ソフトボール部において「拠点校部活動」を導入したほか、作家0部については、市内複数校による「合同部活動」という形態を採用し、活動の維持・確保を図っている。今後も生徒数の減少は避けられない見通しであり、現状の部活動のあり方をそのまま維持し続けることは困難であると認識している。
こうした危機的状況を踏まえ、令和４年度には「北本市立中学校の部活動地域移行検討委員会・部活動地域移行推進協議会」を設置し、部活動の地域連携・地域展開に向けた具体的な検討を開始した。本検討委員会では、部活動を地域スポーツクラブへ円滑に展開するために必要な要素や、運営上の課題を洗い出すことを目的とした。
この検討に基づき、令和５・６年にはモデルケースとなる実証事業を実施した。この実証事業えでゃ、市内の４つの中学校から希望する生徒を募り、一箇所に集まて練習を行うという新しい形式を施行した。その結果、大きなトラブルや問題が生じることもなく、安定した活動を継続できたことは、今後の地域展開における一つの大きな好事例として位置づけられた。今後は、この実績を踏まえ、地域の実情に応じた持続可能なスポーツ活動体制構築をさらに推進していく方針である。

北本市の生徒数の動向

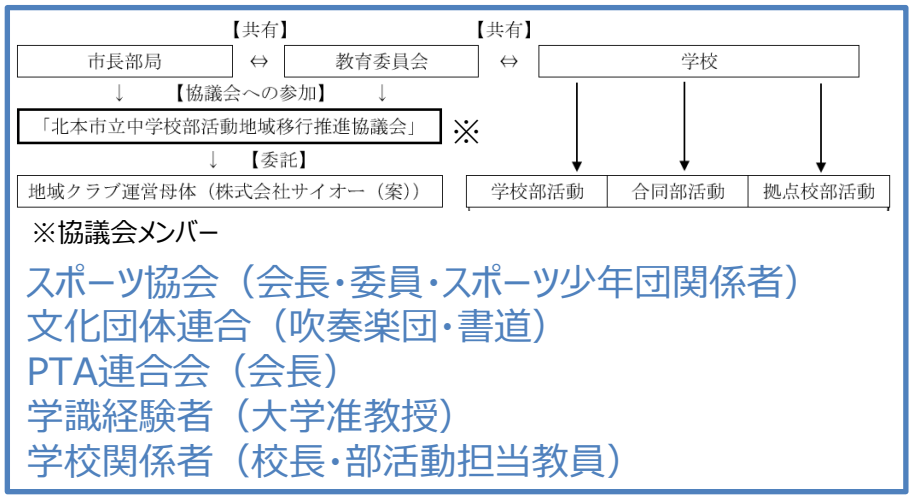
年度	生徒数	前年度比
令和7年	1,313人	－
令和8年	1,275人	－39人
令和9年	1,325人	＋49人
令和10年	1,289人	－35人

2.実証内容と成果

スポーツ庁

運営体制・役割

●市区町村における推進体制図



※協議会メンバー

スポーツ協会（会長・委員・スポーツ少年団関係者）
文化団体連合（吹奏楽団・書道）
PTA連合会（会長）
学識経験者（大学准教授）
学校関係者（校長・部活動担当教員）

●行政組織内での役割分担

◉教育委員会
・学校教育課
中学生の地域クラブ活動の環境整備、部活動改革の主管、学校との調整・連携、学校に関する事項について
・生涯学習課
地域各種協会、団体との連絡調整

年間の事業スケジュール

令和7年4月　第1回北本市立中学校部活動地域移行推進協議会
令和7年6月　第2回北本市立中学校部活動地域移行推進協議会
令和7年7月　バドミントン・卓球・少林寺拳法　募集開始
令和7年8月　第3回北本市立中学校部活動地域移行推進協議会
　　バドミントン・卓球・少林寺拳法　募集締切
令和7年9月　実証開始
令和8年1月　実証終了
令和8年2月　第4回北本市立中学校部活動地域移行推進協議会

2.実証内容と成果

スポーツ庁

地域クラブ活動の運営実績

①全体に関すること

実施した地域クラブ活動総数		0クラブ	
ケース別地域クラブ活動数	A：部活動を地域移行した形の地域クラブ活動数（及び移行された部活動数）		0クラブ（0部活動）
	B：部活動にはない種目等、新規の地域クラブ活動数		0クラブ
全体の指導者数	0人	全体の運営スタッフ数	0人

②各地域クラブ活動に関すること（一部抜粋）※【参考】令和6年度実施した実証事業

地域クラブ活動名	運営団体種別	種目	実施回数（平日・休日）	実施時間帯	参加者（学年別）	実施期間	指導者数	運営スタッフ数（他クラブと兼務）	会費	大会参加方法
バドミントンクラブ	北本市バドミントン連盟	バドミントン	・休日　回	15:00～17:00	1年4人 2年4人 3年4人	7月3日から2月28日まで	1人	1人（内、兼務1人）	2,000円/年額	不参加
卓球クラブ	北本市卓球連盟	卓球	・休日　回	16:00～18:00	1年4人 2年2人 3年3人	7月3日から2月28日まで	1人	1人（内、兼務1人）	2,400円/年額	不参加
少林寺拳法クラブ	埼玉県少林寺拳法連盟、鴻巣市少林寺拳法連盟	少林寺拳法	・休日　回	19:00～20:00	1年4人 2年6人 3年2人	10月20日から2月28日まで	1人	1人（内、兼務1人）	1,000円/年額	不参加

2.実証内容と成果

スポーツ庁

主な取組例

令和7年5月2日：第1回部活動地域移行推進協議会を開催し、拠点校方式等を中心とした移行に向けた検討を開始した。

令和7年6月20日：第2回部活動地域移行推進協議会を開催し、アンケート調査の内容検討や先行している拠点校部活動の事例を共有するなど、着実な準備を進めていた。
拠点校部活動を実施している様子を紹介。

令和7年7月～8月：委託業者及び関係団体との個別協議を継続。
本事業に係る適切な引継ぎが行われない状況により、詳細内容を把握することができないまま時期が経過した。

令和7年12月：採算性及び指導者確保の観点から、受託業者より「実証困難」との回答を受ける。
本件を指摘された時点で、効果的な実証に向けた時期及び採算性等の面からも、様々に至らない部分が多く、
未実施との判断も遅れる要因となった。

令和7年12月19日：部活動地域移行検討委員会を開催。
部活動のガイドライン改定決定について報告。
令和8年度の部活動地域連携について協議。部活動指導員を各校に1～2人配置することや種目について決定。

令和8年1月：市教育委員会として、令和7年度の実証事業は困難と判断し県へ報告。

2.実証内容と成果①

スポーツ庁

総括・成果の評価・今後に向けて

●総括

実証が実施できなかった理由として

① 関係団体との合意形成の不調
部活動地域移行推進協議会を2回開催したが、合意形成に至らなかった。

② 受け入れ体制及び指導人材の不足
各種協会及び団体に対して、中学生の受け入れに関する意向調査を（アンケート）を　実施した。結果、「受け入れ不可」との回答であった。主な理由として、中学生を適切に指導できる人材が不足していることに加え、活動場所や時間帯の不一致等、物理的な受け入れ態勢が整わないことが挙げられた。

③ 委託業者の継続困難
令和6年度の受託業者に対し、令和7年度も継続して委託を行う方向で検討していた。しかし、令和6年度の実績において、生徒の参加者数が当初の見込みを下回り、事業者の費用負担が過大となる結果になった。このため、事業者と協議を重ねた結果、採算性及び持続可能の観点から受託は困難であるとなった。

●今後に向けて

①早期合意形成と関係団体との連携強化
　合意形成の不備を解消するため、協議会の開催頻度を増やすだけでなく、開催前の個別調整を徹底する。関係団体に対しては、早い段階から地域展開の目的を共有し、互いの懸念点を早期に解消できるような体制構築を図る。

②指導者の確保と受け入れ態勢の整備
　指導人材の不足という課題に対しては、既存の指導者リストの拡充に加え、指導者候補に向けた研修機会の提供や指導しやすい活動環境を検討する。現実の課題を具体的にヒアリングし、協議を重ね、改善策を導き出す。

③採算性と持続可能な展開となるよう、補助金の活用や運営方法の見直しを検討し、新たなモデルを再度検討していく。

④拠点校方式の最適化と地域展開
　これまでの検証結果に基づき、拠点校部活動を確実に根付かせ、エリアを拡充する。段階的に地域展開を進めていく。

3.今後の方向性

スポーツ庁

地域連携・地域移行の推進に向けたロードマップ

令和8年度（2026年度）	令和9年度（2027年度）	令和10年度（2028年度）
実証導入スタート 市内4中学校 【令和8年4月～】 ・女子バレー（北本・宮内） ・バスケットボール（西） ・バドミントン（東） ・剣道（北本） ※部活動指導員で対応	実証継続 【令和9年4月～】 市内4中学校で希望する 3つの部活動で展開 ※部活動指導員で対応	継続実施 【令和10年8月～】 市内4中学校 完全に地域展開 （運動部・文化部ともに） ※事業委託により指導者派遣 ※受益者負担有り